

沖縄労働基準監督署・ハローワーク沖縄 からのお知らせ

採用時の労働条件をめぐる苦情が多く寄せられています。

事業主の皆様へ ⇒ 労働者を採用するときは、**労働条件通知書**を交付しましょう。
(労働基準法第15条)

労働者の皆様へ ⇒ 事業場に採用されたら、交付された**労働条件通知書**の内容を確認しましょう。

記載された内容が求人票の内容と異なる場合には、十分な説明を受けましょう。

交付していますか？もらっていますか？

労働条件通知書

(一財)労働会社；青州、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
事業場名称・所在地 株式会社	
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり(年 月 日～ 年 月 日) 前記では、「期間の定めなし」について「期間の定めあり」とした場合に記入 ① 契約の更新の有無 【自動的に更新する、更新する場合があります。契約の更新はしない。その他()】 ② 契約の更新は否により更新する。 ・契約期間終了時の業務量 ・業務内容、態度 ・給与 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
就業の条件	
就業すべき業務の内容	
就業、就業の時間、休憩時間、就業時間(日)～(日)のうちのいずれか一つに口を付けること。労働時間	① 就業(時 分) 就業(時 分) (通勤日) ② 定例労働時間() () 単位の定例労働時間() 定例として、次の労働時間の組み合わせによる。 ・就業(時 分) 就業(時 分) (通勤日) ・就業(時 分) 就業(時 分) (通勤日) ・就業(時 分) 就業(時 分) (通勤日) ③ 7時15分～ 就業(時 分) 就業(時 分) から 時 分、 (ただし、7時15分(就業) 時 分から 時 分、 (就業) 時 分から 時 分) ④ 事業場内のみ労働時間(時 分) 就業(時 分) ⑤ 就業(時 分) 就業(時 分) を基本とし、労働者の状況に合わせる。 ○詳細は、就業規則 条～条、第 条～条、第 条～条、第 条 ⑥ 休憩時間()分 ⑦ 定例労働時間()分()分()分
休日	一 常勤日、常勤 曜日、国民の祝日、その他() 二 不定休日()日、月何れ日、日、その他() 三 年単位の変形労働時間制の場合一年間() ○詳細は、就業規則 条～条、第 条～条
賃金	① 年次支給時期()か月経過後とした場合()日 継続勤務6か月以内の年次支給時期(有・無) ② ①か月超まで() ③ 時給単位年俸(有・無) ④ 代替給付(有・無) ⑤ その他の休暇 有給() 無給() ○詳細は、就業規則 条～条、第 条～条、第 条 (決算以降)



あーのーん

事業主・労務管理担当の方へ 労働者・ご家族の方へ

労働条件に関する疑問にお答えする

「確かめよう労働条件」 サイトが開設されました。

右のアドレスからアクセスしてください。 <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp>

労働条件でお悩みの方へ

夜間・土日に無料でご相談をお受けする

「労働条件相談ホットライン」 が開設されています。

開設期間 平成27年3月31日まで

ハローワーク沖縄で仕事を紹介された方へ

求人票と違う！と思ったら

「ハローワーク沖縄」 へご一報を！

☎ 098-939-3200 (31#)

受付時間 平日 午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)

※「ハローワーク求人ホットライン」もご利用できます。

☎ 03-6858-8609 (通話料は利用者負担です。)

○労働条件については、沖縄労働基準監督署 (098-982-1263)

○求人票の内容については、ハローワーク沖縄 (098-939-3200) (31#)

○職場のトラブルについては、沖縄総合労働相談コーナー (098-982-1400)

においても相談に応じます。